

2日獣発第57号

令和2年6月16日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の  
一部を改正する省令の施行等について**

このことについて、令和2年5月28日付け2消安第897号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第38号）の公布・施行に伴い関連通知が改正されたことについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：堂領

TEL 03-3475-1601

2 消安第 897 号  
令和 2 年 5 月 28 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令の施行等について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 38 号）の公布・施行に伴い関連通知等を改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対し周知いただきますよう御協力お願いします。



写

2 消安第 897 号  
令和 2 年 5 月 28 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令の施行等について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 38 号）が令和 2 年 5 月 28 日付けで公布・施行されました。

本省令の内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、本省令の施行及び今般実施した B S E に係る飼料規制の見直しに伴い、次の通知を別紙新旧対照表のとおり改正したので、併せて御了知の上、事務の参考としてください。

- ① 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。） 別紙 1
- ② 「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成 17 年 10 月 31 日付け 17 消安第 5656 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「B S E 検査通知」という。） 別紙 2
- ③ 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。） 別紙 3
- ④ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「ペットフード用肉骨粉等通知」という。） 別紙 4

## 記

### 第1 本省令及び今般実施したBSEに係る飼料規制の見直しの趣旨

- 1 動物由来の肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「肉骨粉等」という。）は、たん白質に富む原料として飼料に利用されてきたが、BSE発生を契機として、動物由来たん白質の飼料利用を禁止した。その後、科学的知見に基づき、BSEに係る飼料規制の見直しを行ってきた。
- 2 今般、我が国におけるBSE発生リスクの低下、未利用資源を有効活用する必要性等を踏まえ、以下の見直しを行った。
  - ① 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料に含めることができる動物由来たん白質として、馬に由来する肉骨粉等を追加する。
  - ② 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料に含めることができる豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉等（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の原料として、馬に由来する原料を追加する。
  - ③ ②により馬に由来する原料を混合できることとした原料混合肉骨粉等を製造するための豚、馬又は家きんに由来する原料の混合収集を可能（由来する動物の種類ごとに分別された原料の混合を、製造工程の原料投入口で行うことを要しないこと）とする。
  - ④ 養殖水産動物を対象とする飼料に含めることができる牛に由来する血粉又は血しょうたん白の輸入並びにペットフード原料用の牛に由来する血粉及び血しょうたん白の利用及び輸入を再開する。
  - ⑤ 牛肉等を扱っている食品加工工場から排出される残さを、牛肉等が混入しない管理措置を要件とした上で、肉骨粉等の原料として利用可能とする。
  - ⑥ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）に基づくBSEに係る飼料規制の遵守状況を確認するための立入検査等について、監視対象となる畜産農家や飼料製造事業場のリスク等に応じて頻度を見直す。

### 第2 本省令の概要

- 1 「動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格」（省令別表第1）の一部改正
  - ① 「豚、鶏又はうずらを対象とする飼料に含むことができる動物由来たん白質」として、「馬に由来する肉骨粉等であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。）」

を追加する。(第1の2の①関係)。

② 「原料混合肉骨粉等」の原料として、「馬に由来する原料」を追加するとともに、製造工程の原料投入口で原料を混合する要件を削除する。

(第1の2の②及び③関係)。

2 「動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準」(省令別表第1)の一部改正

「動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準」の対象として、「確認済馬肉骨粉等」を追加する。

### 第3 確認通知の改正の概要

#### 1 馬肉骨粉等の確認基準の新設

馬に由来する肉骨粉等の製造業者の製造基準及び原料収集先の確認基準を設定する。(第1の2の①関係)。

#### 2 原料混合肉骨粉等製造業者の確認基準の改正

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉等の製造業者の製造基準を改正し、馬に由来する原料を追加するとともに、豚、馬又は家きんに由来する原料の混合収集を可能とするための規定を整備する。(第1の2の②及び③関係)。

#### 3 輸入業者の確認基準の改正

輸入先の事業場の基準に、牛に由来する血粉及び血しょうたん白の条件の規定を設定する。(第1の2の④関係)。

4 原料収集先として食品加工工場が規定されている動物由来たん白質(豚肉骨粉等製造業者、馬肉骨粉等製造業者、チキンミール等製造業者、原料混合肉骨粉等製造業者、魚粉等製造業者及び食品残さ等利用飼料製造業者)の原料収集先の確認基準の改正

原料収集先の確認基準における牛、めん羊、山羊及びしかに由来する加工食品残さの規定を改正する。(第1の2の⑤関係)。

### 第4 BSE検査通知の改正の概要

法に基づく立入検査等の業務を行う際の検査・指導の優先度に、「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知)に基づく適合確認を受けた事業場の優先度を追加する。(第1の2の⑥関係)。

また、牛飼養農家について、牛のみを飼養する場合の優先度を下げ、豚、鶏等を併せて飼養する場合を優先化する。

### 第5 運用通知の改正の概要

第1の2の①及び②関係について、所要の改正を行う。

#### 第6 ペットフード用肉骨粉等通知の改正の概要

- 1 牛に由来する血粉、乾燥血漿その他の血液製品の製造基準を新設するとともに、輸入業者の確認基準を改正し、輸入先の事業場の基準に、牛に由来する血粉、乾燥血漿その他の血液製品に関する基準を追加する。（第1の2の④関係）。
- 2 第1の2の①及び②関係について、所要の改正を行う。

#### 第7 留意事項

改正前の省令の規定により、豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の農林水産大臣による確認を受けた製造工程については、改正後、豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造工程についての農林水産大臣による確認を受けたものとみなす。

令和2年6月3日

関係各位

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正

平素より、飼料安全行政へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

1. 動物由来たん白質の飼料利用については、平成13年のBSE発生を受けて利用禁止となりましたが、我が国におけるBSE発生リスクの低下等を踏まえ、科学的知見に基づきリスク評価を実施した上で順次規制の見直しを行っているところです。
2. 今般、農業資材審議会及び食品安全委員会の了承を得て、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正し、令和2年5月28日をもって、馬に由来する肉骨粉等について、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料として利用することが可能となりました。また、従来認められていた豚及び鶏の原料混合肉骨粉等に馬由来原料を加え、豚、馬及び鶏の原料混合肉骨粉等を製造すること、さらに、これらの原料は、原料を畜種ごとに分別して収集し、飼料の製造工程の原料投入口で混合することと規定されていましたが、原料の収集過程での混合収集が可能となりました。
3. 省令改正とあわせて、肉骨粉等の製造にあたって必要となる大臣確認に関する確認基準等を定めた大臣確認通知等についても、改正を行いました。

馬に由来する肉骨粉等の製造にあたっては、原料収集先が大臣確認通知に記載されている原料収集先の確認基準を満たしていることを確認した上で原料を収集する必要がありますのでご注意ください。

また、従来、豚原料と家きん原料を分別して排出していた豚鶏原料混合肉骨粉の原料収集先が、今後分別せずに排出するよう変更する場合は、契約の変更に伴う大臣確認に係る変更届が必要となりますのであわせてご注意ください。

手続に関する詳細はFAMICホームページに掲載していますので御参

照く下さい ([http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2\\_kakunin.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_kakunin.html))。

4. なお、馬に由来する肉骨粉の栄養価の取扱いに関しては、飼料の公定規格の一部を改正する告示が6月上旬公布予定となっておりますのでお知らせします。その際は改めてご連絡いたします。

担当： 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 粗飼料対策班・飼料検査指導班 TEL：03-3502-8702（直通）
---